

1. お申込み

- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3日以内に申し込みの提出と申込金のお支払いが必要です。
- (3) a、80歳以上の方 b、身体に障害をお持ちの方、c、健康を害している方、d、妊娠中の方、e、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方はお申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の診断書を提出していただくことがあります。また、場合によりましては、お申込みをお断りさせていただき、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。

なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

- (4) お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意が必要となります。

2. 旅行代金

- (1) 子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に応用します。

部屋追加代金は大人・子供一律、1名様代金です。

3. 追加代金

- (1) 追加代金とは、①航空会社の選択 ②航空便に選択 ③航空便の等級の選択 ④宿泊ホテル・旅館の指定の選択

⑤1人部屋追加代金 ⑥延泊による宿泊代金 ⑦平日・休前日の選択により追加する代金をいいます。⑧出発・帰着曜日の選択

4. 基準旅行代金

- (1) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた旅行代金をいいます。

5. 旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更する場合があります。増額の場合は旅行開始日より前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお知らせします。

- (2) 奇数人数でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋になったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

6. 取消料がかかる場合（お客様による契約解除の場合）

- (1) お客様は、標記の取消料を支払って旅行契約を解除する事ができます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

7. 取消料がかからない場合（お客様による契約解除の場合）

- (1) 下記の場合は取消料はいただきません。
 - ①旅行契約内容に以下の変更が行われたとき。
 - a、旅行開始日又は終了日の変更
 - b、運送期間名又は会社名の変更
 - c、入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - d、運送期間の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - e、本邦内の旅行開始地空港又は終了地空港の異なる便への変更。
 - f、本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ便又は経由便への変更
 - g、宿泊機関の種類又は名称の変更。
 - h、宿泊機関の客室の種類・設備・景観その他の客室の条件の変更。
 - (2) 旅行代金が総額された場合。
 - (3) 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
 - (4) 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

8. 当社による旅行契約の解除

- (1) 次の場合当社は旅行契約を解除する事があります。
 - ①旅行代金を期日までにお支払いいただけない場合。
 - ②申込み条件の不適合
 - ③病气、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

9. 当社の責任

- (1) 当社は、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を補償します。
- (2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動などによる運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った場合には、当社は（1）の場合を除き、その損害を賠償をする責任を負うものではありません
- (3) 手荷物について生じた損害については、損害発生日の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

10. 特別補償

- (1) 当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（但し、1個又は1対についての補償限度は10万円です。）として支払います。
- (2) 当該旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

11. 旅程保証

- (1) 当社は、契約書面または確定書面において、以下に記載する変更が生じた場合、当社約款の規定により、①は1.5%、②～⑦は1%（但し、旅行開始後に変更が生じた場合はそれぞれ2倍の率）を旅行代金に乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当該変更について当社に第15項(1)の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかである場合には同規定を適用し、本規定は適用いたしません。
 - ①旅行開始日または旅行終了日の変更
 - ②入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他の旅行目的地の変更
 - ③運送機関の等級または設備のより低い料金ものへの変更
 - ④運送機関の種類または会社名の変更
 - ⑤本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - ⑥宿泊機関の種類または名称の変更
 - ⑦宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更

- (2) 次の①～③の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合。（但し、旅行サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
 - ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ、戦乱、暴動
 - エ、官公署の命令
 - オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ、旅行参加者の生命または身体への安全確保のために必要な措置
 - ② 第12項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。
 - ③ 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。
- (3) 一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、また、その額が1,000円未満の場合は変更補償金を支払いません。
- (4) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

12. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様より損害の賠償を申し受けます。
- (2) 旅行開始後において、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したとき、旅行中に事故等が発生したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出てください。

13. お客様の交換

- (1) お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料を支払って交換する事ができる。

14. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書、参加者名簿、旅行お伺い書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のため手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行先におけるお客様の買い物等の便宜をはかるため、お客様より申込み時に提供を受けた個人情報を免税品店などの土産店に提供することがあります。不都合のある場合は、出発前までに当社へお申し出ください。

15. 募集型企画旅行契約約款準拠

本旅行説明書面の記載のない事項は当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。